

# ◆三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品◆

## 〈使用事例〉



リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。平成17年8月1日現在、133製品をリサイクル製品として認定しています。



ジュリプラス（車止め）  
「再生プラスチックの車止め」（亀山サンシャインパーク）



土木コンクリート積みブロック上ぶた式U型側溝  
「コンクリート2次製品」（一般国道306号伊船バイパス）



歩車道境界ブロック  
「プレキャスト無筋コンクリート製品」（主要地方道鈴鹿環状線）



三重ステビアマットⅠ型、Ⅱ型  
「植生マット」（志摩市浜島町浜島地内）

※三重県リサイクル製品利用推進条例の内容及び認定リサイクル製品の概要・認定状況等は、ホームページ「三重の環境」（<http://www.eco.pref.mie.jp/>）でもご覧いただけます。